

小値賀町議会第四回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会局長
山田	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	中村	升水	尾崎	大田
憲道	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	敏章	裕司	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十年十二月十九日（金曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 議案第六五号 平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）
- 第三 議案第六六号 平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第四 議案第六七号 平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第六八号 平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第六九号 平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）
- 第七 発議第一一号 郵政民営化法の見直しに関する意見書案
- 第八 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第九 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十 広報常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第十一 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・小辻隆治郎議員、五番・浦 英明議員を指名します。

日程第二、議案第六五号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

議案第六五号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）について説明いたします。

今回の補正予算は、特別交付税の十二月交付額の確定及び地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、並びに地方債の補正が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億五千六十万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十八億二百五十五万とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、「ごみ焼却場大規模改修工事」「強い農業づくり交付金事業補助金」「ながさき食と農支援事業補助金」「小値賀町担い手育成リースハウス建設事業」「公営住宅建設事業」の借入限度額をそれぞれ減額補正するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、八款・地方特例交付金、二項・地方税等減収補てん臨時交付金、一目・地方税等減収補てん臨時交付金を三十

一万八千円計上いたしております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税、一目・地方交付税六千六百九十六万六千円の増額は、普通交付税の追加交付分百八十三万九千円、特別交付税十二月交付額六千五百七十二万七千円でございます。地方交付税の総額を十六億七千三百八十五万三千円としております。

十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、三目・農林水産業費国庫補助金一千九百九十四万四千円の計上は、緊急経済対策として交付されたものでございます。同じく四目・土木費国庫補助金を四百四十一万二千元増額し、国庫補助金の総額を九千四十六万三千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、三目・衛生費県補助金四百六十七万七千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金を二百六十万三千円減額し、県補助金の総額を二億二千九百五十九万九千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を一万八千円増額し、委託金の総額を一千六百九十八万九千九百九十九円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入九千四百七十五万二千円の増額は、県内市町村基金積立金配分金四千三百七十七万二千元、住民参加型まちづくりファンド拠出金五千万円が主なものでございまして、雑入の総額を一億五千二百八十九万四千円としております。

二十款・町債、一項・町債、三目・衛生債一千三百八十万円減額、同じく四目・農林水産業債四百九十万円減額、同じく六目・土木債を四百万円減額し、町債の総額を二億三千八百二十四万四千円としております。

歳出では、二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百四十万九千円減額、同じく三目・財政管理費十三万二千円増額、同じく五目・財産管理費一億一千五百七十二万七千円の増額は、振興基金へ九千五百七十二万七千円、百年計画学校建設基金へ二千万円それぞれ積み立てるものでございまして、総務管理費の総額を四億一千七百六十六万六千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費を五十八万六千円増額し、徴税費の総額を三千八百三十四万四千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費三百八十万円増額、同じく二目・国民年金事務費五万一千円減額、同じく三目・老人福祉費を九千円増額し、社会福祉費の総額を二億六千九百四十万六千円としております。同じく二項・児童福祉費・一目・児童福祉総務費二十万円増額、同じく三目・児童福祉施設費を四十四万一千円増額し、児童福祉費の総額を四千七百九十万三千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費一千三百八十五万九千円の増額は、国保診療所特別会計繰出金一千三百七十万円が主なものでございます。同じく二目・予防費七十二万九千円増額、同じく三目・環境衛生費を五千円増額し、保健衛生費の総額を一億五百二十六万四千円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費七百三十万三千円減額、同じく二目・し尿処理費を二十万円増額し、清掃費の総額を一億三千三百三十万七千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、三目・農業振興費四百七十二万八千円減額、同じく四目・畜産業費を三百三十一万一千円減額し、農業費の総額を二億一千八百十五万一千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を百万四千円減額し、林業費の総額を一千九百十五万八千円としております。同じく三項・水産業費、二目・水産業振興費一千二百六十万円の増額は、安心実現のための漁業用燃油高騰緊急対策補助金でございます。同じく五目・漁港建設費は、節間の調整でございまして、水産業費の総額を三億二千八十五万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費二千円増額、同じく三目・観光費を二十八万二千円減額し、商工費の総額を六千二百五十四万八千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費一千二万三千円の増額は、下水道事業特別会計繰出金一千万円が主なものでございまして、土木管理費の総額を一億一千五百五十九万七千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を百五十八万二千円増額し、道路橋梁費の総額を二千二百三十七万二千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費二十八万一千円の増額、同じく二目・住宅建設費を五百八十五万円増額し、住宅費の総額を一億五百六十八万五千円としております。

八款・消防費、一項・消防費、二目・消防施設費を十三万三千円増額し、消防費の総額を七千九百五十一万七千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を四十四万七千円増額し、教育総務費の総額を三千三百三十六万五千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費を二十四万三千円増額し、小値賀小学校費の総額を二千九百九十八千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、一目・学校管理費を五十二万三千円増額し、小値賀中学校費の総額を一千四百四十七万九千円としております。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費は節間調整、同じく二目・公民館費百万円増額、同じく四目・歴史民俗資料館費八万円増額、同じく六目・図書館費二万円増額、同じく七目・

世界文化遺産登録推進事業費を四万二千元減額し、社会教育費の総額を一億七百九十六万八千元としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を四万七千元増額し、保健体育費の総額を二千三十七万四千元としております。

十三款・予備費を八万九千元減額し、予備費の総額を三百八十三万一千円としております。

以上、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第八款・地方特例交付金

松永議員

九番（松永勇治） 八款・地方特例交付金は、長期にわたる景気低迷策の一環として国・地方を通じる恒久的減税を生ずる地方税減収額の一部を補填する地方財政の特別措置として創設された交付金でありますけれども、今回新たに、二項・地方税等減収補てん臨時交付金が計上されております。

自動車取得税、地方道路譲与税が年々減少しており、その補てん策だとは理解しております。

配分基準をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

地方特例交付金については、ただ今、松永議員さんが説明したとおりでございます。

今回の補正予算につきましては、道路特定財源が今年の四月一ヶ月間、執行した分をですね、これで補てんしてもらったということでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 解りにくかったんですけど、地方道路譲与税についてだけですか？

そうすると、自動車取得税についても。その配分基準のうちゅうのは、その減額された分についての補てんうちゅうような話やったですけど、もう一回お願いします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） これはですね、おっしゃるとおり、自動車取得税交付金と地方道路譲与税の分の、四月の一ヶ月間、暫定税率が執行したことに伴いまして、法の手続きが遅れたわけですね。その一ヶ月分を補てんする意味で、その分についての額を国から計算して交付してもらったと、計算基準については、交付額だけしか聞いておりませんので、中の計算方法は存じ上げておりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 地方交付税はですね、普通交付税で十六億六百八十八万七千円が一応新聞などであれされた、小値賀町の普通交付税の確定額だったと思うんですけど、今回、いいことですけど、百八十三万九千円の増額の理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これもですね、道路特定財源が一ヶ月間執行したことに伴いまして、その分、地方道路譲与税、自動車取得税交付金等が減少したわけですね。その分の補てん策として交付税もその分増えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

加山議員

二番（加山雅徳） これも先ほどの説明ですね、二項、三目の水産業費補助金ですね。この地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金。これは緊急経済対策という説明でしたが、これについてもう少し説明をお願いいたします。

例えばですね、どういうふうな形で使われるのか、そこら辺…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これも、さっき言いましたように、国の緊急経済対策の一環でございまして、うちとしましてはそれぞれ各町村にですね、

国から緊急経済対策で交付金を交付するというところで、交付額がきております。この示された額ですけども…。これに「何に充てるか」というような調査がきまして、何に充てたら一番いいのだろうとかということ、執行部で検討しまして、漁業用の燃油が高騰して生産が落ちていると、おまけに赤字になったらいかんということで、漁業用の燃油高騰対策としてこれを使おうじゃないかということ、それに充てさせていただいております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

ただ今のところで関連してお伺いをしますが、この地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、これの算定基準というのはお判りですか？先ほど同じように、「国からこれだけきたんで、そういうのは判りません。」ということであれば、しょうがないんですけど、国も何か基準があつて、こういうのは決めていくんだろうと思ってるんですが、そういう算定基準、お判りであれば伺いたいと思います。

議長（横山弘藏）

財政課長

財政課長（西村久之）

お答えします。

この緊急安心実現総合対策交付金の算定と言いますか、その限度額が日本全国の各市・町、それぞれ国から示されております。「これ以上出しませんよ」という最高限度額を、今回申請したこととさせていただきます。

例えば、全体の枠が百万円あつて、そのうちの幾らだというのは示されておられませんので、限度額だけを各町村にリストとしてもらっております。その限度額を今回、計上させていただいたということとさせていただきます。

議長（横山弘藏）

立石議員

八番（立石隆教）

確かめますが、各全部の千以上の自治体それぞれに限度額が決められているということですね。

それと、限度額はこの細かい数字なんですか？それとも、一千二百万円ぐらいとかっていうことなんですか？

そこをもう一度伺います。

議長（横山弘藏）

財政課長

財政課長（西村久之）

お答えします。

それぞれ小値賀町だったら一千百九十万四千円。例えば、近郊で言いますと、江迎町だったら七百四十八万二千元、鹿町町だったら一千百六十六万八千円というように、それぞれ各市町村に「これだけの限度額があるので、それだけの限度額で

事業をやつてください。」ということで通知が来ております。ということですが、

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項、三目・衛生費県補助金、一節・保健衛生費補助金です。ね、離島医師確保補助金がですね、これちよつと前は判りませんけど、十八・十九年度も交付されていらないんですね、決算を見ると…。

で、また今回も一応当初に上げられて、また今回減額ということ、三年連続、当初に上げて減額ということですが、どういうことでしょうか？

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

この百五十万という離島医師確保補助金というのが、当該年度の前年度分の決算によつて交付される補助金でありまして、離島振興法を適用する地域にですね、医療施設を開設する市町に対して医師の確保を容易にするために、医師の給与の一部を助成すること、で県から補助が出るんですけども、前年度の一般会計繰入金、各市町の赤字の度合いによつて交付される補助金でありまして、前年度の一般会計繰入金、各医療機関に交付される交付税等を差し引いたり、県から派遣されてる医師の給与等を一般会計繰入金の方から全部引いた残りがですね、三百六十万円以上なければ、その補助金が交付されないという規定がありまして、十八・十九と三百六十万以上の赤字ではなかったもんですから、こういう補助金が出ないということになっております。

今年度もそういうことで落としております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、ちよつと理解がしにくかです。けど、簡単に言うと、一般会計繰り出しですね、お宅で言う「繰り入れ」です。たいな、繰り入れつちゆうことになる、一般会計からあんまり繰り出さん方がマイナスになるんじゃないですか？ そうした場合には、交付されるんじゃないですか？ ですけど、運営は出来ませんよね。繰り出さんと…。

そういうことでしょうか？ もういっぺんお願いします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） お答えいたします。

ちよつと私の説明がおかしかったと思いますけれども、赤字の度合いですね、診療所の赤字の度合いが大きければ多いほど、三百六十万円以上の赤字が出たら、県からの、その医師確保補助金が出るというシステムですね。

それで、昨年が一般会計繰入金だけを見ますと、一千三百万繰り入れを行っておりました。診療所がですね。ところが、一千万、一般会計繰り出しをしたもんですから、残りが三百万しかなかったんですね。

ですから、三百六十万円以上の赤字じゃなかったと、三百万の赤字という捉え方をされてたもんですから、そういうことで補助金をカットされたということです。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	五十一分	—
—	再開	午前	九時	五十一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

県支出金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

加山議員

二番（加山雅徳） 雑入ですね、これの二番目、県内市町村基金積立金配分金。

この内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

県内市町村基金積立金配分金につきましては、『サマージャンボ宝くじ』というのがあります。そのサマージャンボ宝くじの収益金を、県内市町村でプールしたものがあります。そのうちの三十億円分を、均等割が三〇%、人口割が七〇%で、県内の各市町村に配分した額でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民 生 費

二番（加山雅徳） 二項、三目・児童福祉施設費の中の委託料、広域保育所入所委託料。

加山議員

これについての内容の説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

学校の教員の方なんですけれども、里帰り出産のために、ご自宅の方に帰られて、そこで今小値賀町の保育所に入所している子どもさんを、その保育所に預けるといふ形になりまして、その場合にその保育所の方から町の方に請求が来ることになっております。そういうことで、委託料としてここで支出することになります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛 生 費

立石議員

八番（立石隆教） 二項、一目と二目の方に需用費、これは燃料費であります。需用費というものは大体当初予算で組んだ内で収めるように努力すべき項目であります。この燃料費については、昨今の世界全体の燃油高騰ということにおいて、当初計算した金額よりも大きくなったというふうにごえられますが、そのときの当初予算のときの読みが外れたのか、今のような状況が影響したのか、確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

塵芥処理費につきましては、完全に単価の差によるものでございまして、当初の予算計上の時にはリッター九十円で計算していたものが、ご存知のように、燃料高騰でリッター百二十七円まで、四〇%余り単価が高くなったことが原因でございます。

し尿処理費につきましては、使用量自体も当初の予定よりも、下水道汚泥が増えるにしたがって使用量自体も多くなっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 一目については、単純にその燃料費の単価の差ということでありますが、いったん上がってまた下がりはじめております。これ出されてるのは当然だと思いますが、多分一月から三月までの間だと考えられます。

であれば、当初の九十円ぐらいに戻ってくるのではないかとというふうに思われますが、その計算でされておりますか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

そのように計算しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 二目の需用費についてであります。使用量が増えているということも補正をした一つの要因だという話でしたが、し尿処理費の需用費が増えているその主な原因をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

先ほどの回答でも申し上げたように、汚泥量が増えていると、処理する汚泥量が増えていると。そのために、その汚泥を乾燥させる燃料も増えているということでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 汚泥量が増えている原因を実は聞きたいわけです。

と言うのは、当然、下水道の接続が増えているということでもあります。であれば、そのようなことは当初で計算できるところであります。したがって、その計算が外れた理由は何なのかということをお伺いしたい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） 今、手元に正確な数字がありませんので、後でお答えしたいと思います。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただ今の質疑をなぜしたかと言うと、仮にですよ、建設課の方は接続率を伸ばそうということで一生懸命やっつてる、議会でもいつも言われることでありますから…。

そうであれば、目標としている建設課の目標と、住民課が考えている目標がもし差があったとすると、同じ執行部の皆さんがですね、それぞれの課によって『目標値』が違うという話は、これは如何なものかと思つたものですから伺つておりますので、どうかその辺はひとつ理解をしていただいて、きちんと資料を提出していただきたいと思ひます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 四目・畜産業費の補助金、ながさき「食と農」支援事業。これはですね、当初予算、そしてまた補正二号で増額補正をしておりますけども、今回の減額ですが、この答弁に対してですね、ちよつと詳しくご説明をお願いします。

ただ単に、「当初よりも入札金額が下がった。」というような簡単な答弁じゃなくて、もう少し内容のある説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

まず、二号補正が何であったかを説明いたします。本事業は、『おちか大地』が農業用機械の導入を行う、『ながさき「食と農」支援事業』と『強い農業づくり交付金』の、二つの事業への補助金です。

それで、二号補正が、その二つの事業の中でですね、機械を六つ入れとるんですけれども、ホイロローダーという機械が国庫補助の、『強い農業づくり交付金』で当初見ておりました。それが、国庫補助ではちよつと都合が悪いということになりました、そのホイロローダーを県補助の方の『食と農』の方へ回しております。そのための二号補正でした。

そして今回はですね、事業を行いました、入札を行っております。それで、入札率が『食と農』の方が約七二%、それと

『強い農業』の方が七六%と低かったもんですから、そのための補正を今回計上しております。以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

二番（加山雅徳） 一項、一目の中ですね、十九節・負担金、補助及び交付金。この中で、当初、園芸ビジョン21パワーアップ対策事業費補助金ですね。これが当初で六百五十万ほど計上されております。今回、二百四十六万九千円減額と。

で、当初予算の説明のときに、防虫ネットの補助関係という話をされておったと思うんですが、これはエンドウ部会っちゃうとですか、それとアスパラ部会ですか、そこら辺の補助という説明があつたんですが、なぜこれだけの減額になったのか、その理由をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

これもですね、入札を行っております。そのための減額でありまして、まず、実エンドウの方ですけれども、入札率が六二%でした。それと、アスパラガスの方が七〇%、そういう入札率だったもんですから、その入札残の減額を行っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 二項、一目・林業振興費でございますが、三節の職員手当のところ、時間外手当として説明がありますが、三十五万円の減額であります。

こういう時間外手当等について、一生懸命努力をされて減額というのは、町財政からしても大変結構なことではありますが、しかし、その理由によっては、問題だというふうに言われる場合もあります。

例えば、大きく分けて考えられることは、最初に当初予算で大きくこれを見積りすぎていたんではないかということが一つ考えられます。で、もう一つは、時間外手当をなるべく使わないように職員が一生懸命努力したという結果だということも合もあります。前者の場合は問題です。

したがいまして、ここでこの三十五万円の減額、まあその他にも理由があるかと思いますが、減額が生じた理由を伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

この時間外はですね、松くい虫の空中散布と地上散布に従事する職員の時間外です。特に空中散布の場合はですね、天候に左右されるものですから、平日になるか、土・日になるかは、そのときの天候次第です。

ですので、それにですね、天候が悪くて、例えば、延びたりとか、土・日になったりとかということのための予算を組んでおりましたので、本年は当日の一回限り、平日の一回限りでしたので、まず少なくなつてるといふこととですね、先ほど、立石議員さんがちよつと指摘されましたように、職員の方も努力してですね、少し数も減らしております。従事者を…。そのための減額ですので、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 三項・水産業費、二目・水産業振興費、これ十四頁です。十九節・負担金、補助及び交付金一千二百六十万ですね。安心実現のための漁業用燃油高騰緊急対策補助金でございますけれども、これは先ほどの国庫補助金であります地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を充てて、一千二百六十万計上されておりますけれども、この補助先ですね、補助先がそれぞれの該当者に支給される方法が、どういうふうになるのかお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業につきましては、先ほど来、説明しておりますように、漁業者の燃油高騰対策に係る補助金でありまして、現在のところ、その要綱を調整いたしております。

それで、漁協とか、あと漁業用燃油を供給する、そういう業者さんを通じてですね、基本的には個人というような形の交付を予定しております。

これについては、九月一日から遡りまして三月三十一日までという期間で、リッター当たり十円の補助をしようというふうに計画しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦英明） 関連質問をいたしますけれども、前、当初予算の折ですね、八十円台になつたらば取りやめると、そうい

うふうなことを言っておったと思いますけども、今回、九月一日に遡って補助するということで、さつき説明がありましたけども、これとの関連はどんなふうになるわけですかね。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

町単独で四月から『二円補助』を行っていましたが、この分については、今回、国庫補助の燃油高騰対策が利用できまずので、十二月いっぱいで一応取りやめようというふうに考えております。

したがいまして、四月から十二月までは町単独の二円補助がそのまま交付されますけども、九月から十二月までは二円と十円、合計の十二円というような形の補助になる予定をしております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） この八十円をなぜ聞いたかと言いますとですね、これははっきり確定してないんでしようけども、もうすぐしたらば、そのくらい位に下がるというふうな情報を得たもんですから、だからその分については、もうその時点でカットになるのか、八十円台になっても前のやつをそのまま続けるのか、そこをちょっと聞いたわけなんですけどもね。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 失礼しました。

我々の情報ではですね、今月末か来月上旬ぐらいには八十円ちよつとぐらいの金額になるんじゃないかというふうな情報があります、そういうのも加味しまして、町単独の『二円助成』というのは、十二月いっぱい打ち切ろうというふうに考えております。

当然、先ほど、立石議員さんの方からも「原油価格が下がっているの……。」というふうなお話もあるところですけども、元々、この燃油については、安いときには四十円・五十円台というときがありまして、平成十九年ぐらいからが急激に重油等、上がっております。

ですから、そういうのも加味しまして、十円補助してもですね、そういう五十円・四十円台ということはあり得ませんので、今回の補助金を使って出来るだけ出漁機会を増やしていただくこうという、そういうような狙いがありますので、そういう部分で補助金を実施したいというふうな考えております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） その件については解りました。

それで、ここに「漁業者用」に書いてますけども、農業者用についてはどういふふうになるんですか？不公平を感じないんですかね。

そこら辺についてちよつとお答えをお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

我々、産業振興課の内部です、一応検討させていただきました。財政課の方からこういう補助金の情報を聞いて、各課で対応できるようないろいろな施策はないかというように、第一産業のですね、基盤を固めると言いますか、支援するとうような部分で産業振興課は検討を重ねたわけなんです、農業関係については、他の国庫補助の事業があるとうようなことで、そちらの方を検討したいとうような話がありました。

ご存知のように、漁業用につきましても同じく国庫補助の事業があるんですけども、その事業がなかなか使い勝手が悪いとうような話もありまして、漁協と協議の結果、こちらの方の補助金を使わせていただくとうような形にしております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 漁業者については、一応解りました。

それで、農業者については、使い勝手がいいわけなんですか？ここには直接関係ないかと思えますけども、先ほど、そういうふうの説明されたもんですからですね。「漁業者用」っちゅうたら、低燃費のやつを言ってると思うんですけど…。

これはやっぱり確か小値賀にはそぐわない制度だと私も認識しております。

それが農業者については、その国庫補助、そういった申請は簡単にできるものなんですか？

できましたら、お答えいただけます。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

燃油肥料高騰対策事業というのがあるわけなんですけれども、特にですね、燃油を使っております施設があります。トマ

ト栽培を行っておるハウスの所有者ですね、そういう人のところを集めましてですね、「こういう事業があるよ。」ということの説明しております。

それで、取り組むかどうかという説明をしておりますけれども、ちよつと事業の説明とかですね、実際使用している量等で判断していただきまして、「今回は申請はしない。」というふうに聞いております。以上です。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 基本的なことをお尋ねしますが、国庫補助金として受け入れでは、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金ということをごさいます、これには国からの交付要綱何かあるものか。農業用・漁業用と、ただ漁業一本に絞られているものかですね、この交付金ですね…。

それとですね、今度は歳出で見ますと、現実、「漁業用燃油高騰緊急対策補助金」の名目で支出されとるわけですね、これを充てて…。そうした場合、今の浦議員の関連でございしますが、農業者に対するあれば、この国庫補助金の地域活性化云々とする対策の中でですね、漁業用だけに絞られているのか、その内容をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏）

産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信）

私の方から説明させていただきます。

この財政課の方からですね、こちらの方に連絡がありました中の資料では、生活雇用支援対策とかですね、或いは中小企業対策、或いは強い農林水産業の創出事業、そういったいろんな項目がございます。

先ほども、財政課長からも話がありましたように、各課の方にですね、こういう通知がありまして、各課で利用できるような項目がないかというような検討をされていると思います。

で、我々、産業振興課の方としては、今言うように第一次産業のですね、基盤強化というようなことで、それを財政課の方に提案させていただいて、その結果、産業振興課の方からしか申請がなかったということ、その分を丸々、漁業用燃油高騰緊急対策の方に使わせていただいたというような実状です。

ですから、基本的には、他の課がですね、そういう事業が計画されれば、この限度額を按分してですね、使うというような形になったかも知れないというふうに理解しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、国庫補助そのものは漁業用燃油だけのものではないということですね。結局は、油を使っている企業とかいろいろあるでしょうけど、企業にはやる必要はありませんけども…。そういうふうな個人ですね、方々のあれで、各担当課はですね、もう少し自分の担当しているところですね、燃油関係であれが無いのか。

そしてまた、吉元課長のところでは農業も担当しとられるわけでしょう？ そうした場合、やっぱり農業についての資産と言いか、大きなハウス栽培とか、そういう燃油を使ったところですよ、普通の家庭ではあり得ませんけど…。まあ漁業用の場合は船舶がありますから、あれですけど…。

もう少し広範囲にしないと、こうして国からのあれがあつて、これを配分した場合ですね、漁業用燃油だけにですね、今後、住民の方々から「何か一方的じゃないか。」というような話も出てくるやも分かりませんので、その点にはひとつ慎重に対応していただきたかったなというふうに感じます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この件につきましては、例えば、住民福祉ですね、福祉関係、それぞれ一千万円以上超える事業が可能かどうか。

それから、先ほど言いましたけれど、産業振興課の方では農業も一応候補に挙がったんですけども、先ほど専門幹が説明したように、「今回は農業の方は必要ではない。」ということ、総合的に判断して、漁業用の燃油高騰に今年は充てた方がいいのではないかというふうに結論が達したわけです。

そういうことで、ご理解していただきたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商工費 立石議員

八番（立石隆教） 三目の観光費でございますが、八節・九節の減額についてを伺います。

これは、観光フォーラムに関することだと思えますが、この二十八万二千元の減額補正であります、これ符合するところが諸収入のところの、地域活性化センター助成金二十八万二千元と符合をいたします。

であれば、これはその地域活性化センターからの補助金が減ったためにこれを止めたということなのか、逆に予定していたものがやらなくなっただけで、活性化センターの方を断ったという形になるのか、その辺のところを伺います。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

当初の計画では、先ほど立石議員さんがおっしゃったように、地域活性化センターの方から助成金をもらって町が事業を実施しようというふうな計画をしておりました。

それで、九月以降になって具体的な事業実施の調整を行うような段階に入りまして、この事業については、地域活性化センターの方が主体となってやって、講師の謝礼の二分の一、町が負担でありましたけども、その部分を、地域活性化センターの方に委託料というような形で流してほしいというような事業の方向性が転換になりましたので、大変申し訳ないんですが、そういうような形で組み替えをさせていただきたいというような趣旨でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

松 永 議 員

九番（松永勇治） 三項の住宅費、二目・住宅建設費の中の、十三節・委託料にですね、不動産鑑定委託料二十五万二千元が新たに計上されております。その内容説明とですね、工事費が、今この時期になって五百七十八万二千元、公営住宅建設工事等ですね、五百七十八万二千元の補正がっておりますけども、その内容について二つ合わせて説明をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

不動産鑑定委託料の件でございますが、これにつきましては民間住宅をですね、購入予定しております。現在まだ購入している段階じゃございませんけど、その見積りをですね、評価額がどの程度になるか、これを一応その評価額というものを見極めた上での購入の方がいいんじゃないかと考えまして、今回ですね、不動産鑑定委託料を計上させていただいております。

それで、公営住宅建設工事の追加分でございますけど、これはですね、危険家屋の要綱を策定しておりますけど、この民間住宅をですね、解体するための所謂、解体費用の計上でございます。これは国庫補助対象となりまして、提案型交付金、この制度を利用しましてですね、家屋の解体を予定しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 十三節の委託料の不動産鑑定委託料は、民間住宅の購入に関わる鑑定だということでございますけれども、今、十七節・公有財産購入費で、民間住宅購入費五千八百五十万円の、これとは別の民間住宅でございますか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 予定しております民間住宅に購入に係る鑑定料でございます。新たなものではございません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、当初から組まれている民間住宅購入は、まだなされていないんですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 購入はまだいたしておりません。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうであればですよ、これは当初からこの五千八百五十万の民間購入費を上げるときにですね、この委託料と一緒に上げて鑑定しなければいけなかったんじゃないかと思いますが、如何ですか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 国の補助対象でございますし、こちらの言い値で買う分と、向こうの言い値で、一応こちらで積算いたしますので、それでも補助対象としてですね、これは認められます。

しかし、第三者と言いますか、不動産鑑定士がどの程度の評価をするかというのをですね、まあ当初から勿論見込んでもよかったですけど、これが果たして補助対象になるかっちゅうのをですね、この見極めがついてなかったものですから、今回、鑑定料についても事務費を充当できるということだったものですから、今回計上させていただいております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、今、掲げている公有財産購入費の民間住宅購入費は、変更が生じるといふこともあり得る

わけですね。鑑定の結果、もう双方で話し合いの結果ですよ。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 議員、おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消防費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教育費

四番（小辻隆治郎） 十七頁の、世界文化遺産関連でお伺いします。

小辻議員

八節の、報償費の専門委員の減額と、それから十三節の、文化的景観調査委託料の二百万、これについてお伺いしますけれども、今回、景観策定に係るアンケートが今、町内に出回っておりますけれども、その進捗状況ですかね、順調に進捗しているのかどうか、お伺いします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

今回の世界遺産関連事業の補正はですね、一応内容がですね、この事業を進めるに当りまして大幅に組み替えが必要になったということです。

それで、八節の報償費ですけど、これはですね、一応委員十一名おります。その内、町内が二名、そして九名が町外の学校の先生方であります。それで、一応先生方には、一日当り二万円というふうな形で調査費を支給するように計画しております。それで、一応今回の報償費が下がった理由は、調査費の報告を三十五万減額させております。これは二十一年度の事業まで続くということになります。そのために、三十五万を減額し、そして各委員の活動を、七日程度の調査がかかるだろうということと、また学生あたりを使うのに、学生一人当りに一万程度の調査費のお礼ということで、計上させてもらっております。

それと、二百万円の調査の委託なんですけど、これは各専門委員でやってもらっています調査がですね、景観の集落建築、

街並みの調査が大幅に遅れているということと、補助金の見直しをするに当たりまして、コンサルの方に委託した方が、調査が進みやすいということと、建設課が進めております景観条例関係の調査と随時、類似するところが多いということと、景観調査を行うところの、コンサルと契約をした方が世界遺産の専門委員の先生方の活動がしやすいという判断で、二百万円のコサル料を組んできます。

そして、今、各家庭に回つてますアンケートについては、景観条例の関係で建設課の方が進めておりますので、建設課の方の調査であります。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 別に建設課とか、教育委員会とかの問題ではないんですけれども…。

そうすると、八節の報償費は、今年度は止めて二十一年度にといいことですかね？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

この事業がですね、世界遺産が二十一年の七月までに文化的景観ということで報告をしなければなりませんので、一応二十一年度は調査をするということと、二十一年度はその調査を基に報告書を作成してもらおうというふうな形で進んでおります。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	三十六分	—
—	再開	午前	十時	三十七分	—

教育次長

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

専門家の調査謝礼で十五万円の減です。そして、調査報告の執筆謝礼があると思います。それが三十五万円の減で、五十万の減となっております。

そして委託料につきましては、文化的景観の調査委託料として二百万円を計上と、臨時の委託が八月から当初組んでいたわけなんですけど、九月からになりまして、一日八千円の十四日、一月当りですね、その分で七十一万六千円が減額という形になっております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） その十三節の、文化的景観調査は、建設課と少し連動してやるということですね？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 文化的景観と景観条例の作成のためのコンサルということ、二本立てで行くようになるんですけど、一応うちの文化的景観の方の調査を、景観条例で行っていますコンサルと随契を結びたいというふうな考えであります。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） その点は解りました。

新教育長にお伺いします。

一応景観条例関係ですね、今回、建設課からも出てますけども、来年七月に『申上書』ですかね、そういうのを国に、文化庁に出すということなんですけども、六月議会に条例策定が間に合うような進捗状況ですか？その辺はどうでしょう。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） お答えいたします。

小辻議員のご指摘は、多分心配されてのことだろうと思います。私の方も教育長を拝命してまもなくでしたけども、県の担当の方が二名、小値賀の方にいらっしやいまして、「小値賀の方が大分事務的に遅れてますよ。」というご指摘を受けまして、私の方の、文化的景観を担当してます塚原、それから委託をいたしております林田先生とも話をいたしまして、遅れてるということわざわざ小値賀の方まで言ってきたということ、重くこちらの方も受け止めましたし、本人たちにも遅れてることの理由を諸々聞きましたけども、「自分の頭にあるとか、ないとか。」という話を言いましたけども、そういうことを言っても始まりませんので、書面が出来上がるように、最終的には七月までには報告を上げなければ、あ、失礼しました、六月の議会に上げて七月には出さなければなりませんので、それに間に合うように本人たちにも重々言っておりますので、それには遅れないように私の方も、また叱咤激励をかけながら進めていきたいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 県から重々、「ちよつと小値賀は遅れておる。」という話があったことは少し耳に入っております。しかし、前、私が話を聞いたときには、小値賀とか、平戸は意外と進んでいるという評価だったんですけども、最近、

またそういう評判を聞きました。

今後、六月の議会までにはですね、景観区域での、町民に対する説明会とか、実際的な問題もありますので、早めですね、早め早めに手を打って、ひよつとしたら単独で行く小値賀がちよつと駄目じゃないかなというふうな評価を受けないように、ひとつ注意をもらいたいと、そういうふうに思います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（筒井英敏） ご指摘、本当にありがとうございます。

今も、私もですけども、尾崎次長の方が県とも連絡をとりながら遅れないようにやっておりますので、「小値賀が駄目になった。」と言われないようにやっていきたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） ちよつとですね、この景観計画は今度ですね、この世界文化遺産でこれで今審議されるわけですけど、これとですね、土木費にですね、二目を上げて『景観計画費』っちゅうのが上がつとるわけですね、補正で…。その中にですね、景観計画策定業務委託料三百五十万、アンケート調査十万四千円とかですね、町景観協議会委員等謝礼とかですね、いろいろ景観に対するですね、あれはこの中に上がつとるわけです。

ところが、今度は今、小辻議員がお尋ねしとる、十三・委託料にですね、『文化的景観調査委託料』っち、ここにまた二百万上がつてきとるわけですね。どうもバラバラなんです、その点どういうふうなことになつとるんですか？

一番初めは、私は「景観条例は、教育委員会の方がいいんじゃないですか。」っち言うたですけど、「いや、景観計画は土木の方でやるんだ。」というところで、土木費に組んだわけですね。補正を…。これ何号か知りませんが、ここに貼つとりますけど…。

それに対してですね、今度はこの中でですね、景観計画に関するあれがここにまた入つてきとる、委託料がまた別々に出てきとるというふうなことですが、相互の話し合いはあつてののかどうか。ちよつと土木費と社会教育費に入つとるものですかね、どうも私たちが納得のいかないところがあるんですが、その点、如何ですかね。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

— 休 憩 — 午 前 十 時 四 十 六 分 —

―再開 午前 十時 五十八分―

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

世界遺産に関する作業については、文化財保護法に基づく重要文化財文化的景観と、景観法に基づく景観条例の作業に分かれております。これはもう国からの指摘事項でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 一項、二目・事務局費、十九節・補助金二十五万出ております。ここに来て一月から三月の間に、まあ当初予算もありましたんで、その辺で、なぜ補正としてここで出してこなければいけないのかということ伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 今回の二十五万の補正についてご説明いたします。

小中高一貫教育で、今回、今年度が本格的な実施年度ということで、研究発表を来年二月六日に実施します。そのときの紀要資料の印刷に不足が生じました。

それで、一応初回ということで、県下、注目しております。その中で、紀要を作製するに当たりました、今までは手刷りでやってたんですけど、正式に業者の方に発注して作製した方がいいというふうな話になりました、前回三十万当初組んでいたわけなんですけど、二十五万補正をいたしまして、五十五万という形になっております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そのようなこともですね、当初から大体『県下初』でありますというのは、ここに来て判ったわけではありません。したがって、当初からですね、そういう資料は、そういう作製をするべきではないかという議論をしてもいいわけですよ。それを、ここに来て急にやったということは、お金が余っているからとかね、これ金が出そうだから、そういうふうにするぞとかいう意図が少し見え隠れもするものだから、そういう形で予算の執行とはないよねということをお聞きます。

ご承知のように、こういう自治体の予算というのは『総計予算主義』ですから、予算をいったん組んだら、その中で、その範囲内で一生懸命努力して、その範囲内に収めようというのが予算執行の、皆さん方の役割であります。

そういう意味においてはですね、途中からそういうことを考えて、後で考えたら、「やつぱりちゃんとした資料が必要ですよね。」っていうのは、本当は駄目なんですよ。ということがあるもんですから、私は伺ったんですね。

で、そこでね、まあその点はそれでいいですけど、もう一つここに、備品購入費がずらっと出てるんですよ。二項の小学校費、学校管理費で、車の購入費が出てます。それから四項、一目の学校管理費、これは中学校ですね、カラープリンター。七項・社会教育費、この二目の公民館費の中で、新車購入が出てます。

こういうのは、当初、計画的にやることではありませんか！急遽、これがどうしても必要になったんだと、こういう理由があったんだということで補正を上げたんだと思いますので、理由を伺います。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

小学校、公民館の車の購入は、当初、購入するということで上げてたわけなんですけど、財政的なことで、十二月の補正ということに対応するようにという指示をいただいております。

それと、中学校のプリンターの件ですけど、プリンターがもう古くなりました。壊れました。「壊れました。」と言うよりも、修理を要するようになりました、その修理費がプリンターの購入本体並みの修理費になりました。だから、老朽化ということ、修理するよりも、もう新たに購入した方が得じゃないかということ、判断いたしましたので、補正を計上しております。

小学校の中古の車の購入も同様でございます。大島です。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） ただ今の答弁は、大変問題です。

なぜならば、こういう予算は『総計予算主義』なんです。『総計予算主義』解らないんじゃないかと、私は今思いながら聞いておりました。即ち、「その一年間で必要なものは、最初に上げなさい。」というのが『総計予算主義』です。

したがってですね、「十二月に補正する。」っていうような話はですね、議会においては補正して、それが通るか通らんか判らんやつをね、そのときに約束してですよ、そして当初予算に載せないというのはおかしいんですよ！

もっと言うとな、こういうことかと言うと、それは『留保財源』があるからなんです。留保財源を最初から持っていて、当

初予算を組むというのは失礼な話なんですよ！議会には知らせておかないで、「留保財源をこれぐらい持ってます。」と、「十二月ぐらいには出します。」というようなことを言つて、まあ、そう言うたら通らないと思ひますが、言うて出すようなものは本当の議会に対する姿勢ではありませんか！それは内々の方で、「十二月にそれは出すから……。」つていうふうに決めててですね、当初予算の備品購入費をそこに載せていないというのは、総計予算主義から外れるんですよ！

そういうところは失礼だと思つてないでしょ？議会に対して……。その姿勢が私は皆さん方、間違つてると思ひますよ！
— 如何ですか、財政担当、如何ですか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。当初予算で『総予算主義』ですので、当初予算で上げられるものはすべて上げるといふのが方針だと思います。

議長（横山弘藏） ほかに答弁ありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

今後、こういうことのないようにしていただきたいと思ひますが、どうですか？

— そういう今回のことは仕方がないと、必要な品物だったんでしようから、「必要ない。」とは私は申しませんが、そういう考え方つていふのは間違つてゐるんですよ。

ただ、査定するのは町長ですからね、町長自体がもし、そういうことを言つててですよ、議会に対しては内々にそういう腹つもりを隠しといて、そして予算を組めと、そういうふうな姿勢であるとすれば、これまた町長の問題になると、私は思つておりますが、その辺、町長の考えも伺つた上で、先ほど答えた次長の考え方を、今後どういふふうにしていくのかというところをお伺ひします。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当初から十二月の補正予算に上げるといふことは全然、私は聞いておりません。

また、そういうことは勿論解つてゐるつもりでございますが、ただ、大島小学校の方がですね、車検切れと一緒にですね、もう使えないと、そういうふうに言ったもんですから、ただ、中古車でもいいから是非ですね、不便だといふことで私は了解いたしております。

ただ、公民館の広報車につきましてはですね、一生懸命車検をするつもりでいたんでしようけど、ちょっと修理費がですね、高くなるというようなことだったもんですから、財政とも話し合いをしながらですね、「そんならもう新車を買った方がいいんじゃないか。」というようなことで予算を組んだと私は思っております。

今後とも、そういうことのないようにですね、今後注意はしていきたいとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） 各年度の当初予算にしっかりと組み込んで、必要経費を見込んで今度から計上したいと思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

答弁もれがありましたので、住民課長に答弁させます。

住民課長

住民課長（中川一也） 先ほど、答弁漏れがあった、し尿処理費の燃料費の件でございますが、当初予算見積りにおいて前年度の実績を基に積算をしておりました。

立石議員のおっしゃるとおりでございますので、今後は関係各課ともよく連携して、動向を見ながら予算見積りの制度を上げてまいります。

議長（横山弘藏） 歳入歳出全般について、何か質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔反対討論なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔賛成討論なし〕と呼ぶ者あり〕

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六五号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第六五号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第六五号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第六六号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第六六号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）について、ご説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八百十萬四千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億九千五百五十九萬七千円にするものでございます。

補正の内容は、一般被保険者に係る高額療養費の増額、町立診療所への繰出金の増額が主なものでございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次ご説明いたします。

七頁をお開きください。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金、一節・現年度分百九十九万八千円、二節・過年度分六十万円を増額し、補正後の国庫負担金の額を一億五百四十六万四千円としました。二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、二節・特別調整交付金二百五十四万三千円を増額し、補正後の国庫補助金の額を五千二百七万二千円としました。第四款、一項、一目・療養給付費交付金、二節・過年度分二百五十三万六千円を増額し、補正後の療養給付費を二千八百五十四万三千円としました。

第六款・県支出金、二項・県補助金、一目・財政調整交付金、二節・特別調整交付金八十一万三千円を減額し、補正後の県補助金の額を二千五百六十一万四千円としました。

第九款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金、四節・出産育児一時金等繰入金百二十万円を増額し、補正後の一般会計繰入金を二千四百九十五万六千円としました。

第十一款・諸収入、一項、一目、一節・町預金利子を四万円計上いたしました。次に、歳出を申し上げます。

八頁をお開きください。

第一款、第二款、一項は、財源調整でございます。同じく二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費を六百三十七万八千円増額し、補正後の高額療養費を四千三百三十七万一千円としました。四項・出産育児諸費、一目・出産育児一時金を三十五万円補正し、補正後の出産育児諸費を三百十五万円としました。

第七款は、財源調整でございます。

第八款、一項・保健事業費、一目・保健衛生普及費、十三節・委託料一万五千円を補正し、補正後の保健事業費を十一万六千円としました。二項・健康管理センター事業費は、財源調整でございます。

第九款、一項、一目・特定健康診査・特定保健指導費、十二節十七万五千円は、共同処理手数料、十三節十三万六千円は、健康診査委託料の補正でございます。補正後の特定健康診査・特定保健指導費を三百七十八万四千円としました。

第十二款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金、二十八節・繰出金百五万円は、医療機器購入費
国庫補助金相当額を繰り出すもので、補正後の繰出金の総額を九百五万円といたしました。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

六番（岩坪義光） 二項の高額療養費六百三十七万八千円、これの内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

岩坪議員

高額療養費につきましては、当初、見積りを、過去の実績を基に行うわけでございますが、実際に高額療養費の方というのは非常に変動が激しくて、悪性腫瘍、若しくは心臓疾患、脳梗塞等の、そういった事例が出ますと、一人発生してもかなり大きいものがあります。

そういったことで、今回、今の現実績を基に見直したところが、ちょっと不足が生じるもんですから、その分補正させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 今の高額療養費は、別に新しい人が出たつちゅうわけじゃなくて、そんな療養費にかかる金が当初予算よりオーバーするつちゅうことで上げたつちゅうことですね。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

病気は、個人ごとに変わりまして、入れ替わり立ち代りということになりますので、当然、不足が生じる場合は、継続して医療を受けているということではなくて、突然大きな病気と言うか、そういった治療を始めるケースというのが、初期のケースが一番、手術等を含みますので、非常に大きくなります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・保健事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六六号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六六号、平成二十年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六七号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第六七号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由を説明いたします。

この度の補正は、歳出予算の組み替えでございまして、歳入歳出予算の総額に変更はございません。それでは、予算説明書の歳入歳出事項別明細書、四頁、歳出予算の説明をいたします。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十一節・需用費の二十八万五千円増額補正は、前方地区坂水源の揚水ポンプの修繕料でございます。十四節・使用料及び賃借料を三万円増額補正、十九節・負担金、補助及び交付金を五万円増額補正、二十二節・補償、補填及び賠償金を四万円減額補正、補正後の一般管理費総額を四千四百四十八万八千円としております。

三款、一項・公債費、一目・利子を八万円減額補正、補正後の公債費総額を四千五百九十八万七千円としております。
四款、一項、一目・予備費を二十万円減額補正し、予備費総額を二十二万五千円といたしました。
以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳出の款を追ってご質疑願います。

第一款・総務費

立石議員

八番（立石隆教） 十九節の負担金の、長崎県水道協会負担金五千円。ここにきての補正の理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

この負担金は、事業費割による負担金でございます。『事業費割負担金』と言うのが、前年度の事業費に対する負担金です。決算額が出た状態でその額が確定します。

で、今回それが五千円不足いたしましたので、五千円増額補正をお願いいたしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・公債費

立石議員

八番（立石隆教） 償還金が八万円減額ですが、これは長期債の償還利子というふうの説明がありました。ここにきての八万円減額の理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 利子についての減額補正でございますが、これは当初見込んでおりました『貸付実行日』が遅くなつた場合には、どうしても当初見込んでいました利子よりも下がつてまいります。

その関係で八万円の減額ということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六七号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六七号、平成二十年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第五、議案第六八号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） 議案第六八号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の補正は、施設整備費の減額による事業費補正と、税務調査による消費税の追加が主なものでございます。

第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ一千二百四十二万四千円を減額し、予算総額を三億四千二百二十七千円といたしております。

第二条は、地方債の変更規定でございまして、第二表「地方債補正」に示しますとおり、漁村再生交付金事業七千三百七十万円を、限度額六千八百三十万円に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁、歳入よりご説明いたします。

三款・県支出金、一項・県補助金、一目・漁港漁村総合整備事業補助金を一千四百五十四万四千円減額し、一億百七十万円としております。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を一千万円増額補正し、八千四百三十万円としております。

六款・諸収入、一項・雑入は、消費税還付金を計上してりましたが、税務調査により納付となり、二百四十八万円の減額となります。

七款、一項・町債、一目・下水道事業債を五百四十万円減額し、町債総額を一億三千四百五十万円としております。

八頁、歳出についてご説明いたします。

一款・総務費、一項、総務管理費、一目・一般管理費は、財源の組み替でございまして、四目・農業集落排水管理費、十一節・需用費を二十九万四千円増額補正、六目・消費税五百五十四万三千円の追加補正は、税務調査の結果、十七年度分から十九年度分の消費税が、十七年度分において百四万六千円の還付を受けていたのが、八十万四千円の還付に修正、十八年度分においては、百四十万円還付を受けていたのが、二百四十八万円の納付、十九年度分が、百一万二千円の納付に修正申告

し、還付金・延滞税・加算税を加えた五百五十四万三千円の納付となっており、七目・合併浄化槽管理費の、役務費を二十八万一千円増額、使用料及び賃借料を五万円増額し、合併浄化槽管理費を二百七十六万六千円としております。一款、一項・総務管理費の総額を六百十六万八千円増額し、二千六百六十一万五千円といたしました。

二款・施設整備費、一項・施設整備費、一目・漁村再生整備費を一千八百五十四万円減額し、一億七千七百二十四万六千円としておりますが、工事請負費の減額が主なものでございますが、入札執行差金による減額等でございます。

四款、一項、一目・予備費を五万二千円減額し、予備費総額を六十四万四千円といたしました。
以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・県支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町 債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

九番（松永勇治） 六目・消費税についてお尋ねをいたします。

当初がゼロで、今回、五百五十四万三千円の補正でございますが、これが当初から全然予期されなかったものか。

松 永 議 員

それと、五百五十四万三千円の説明が提案理由の中でありましたけど、聞きそびれましたので、この積み上げをお願いいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

消費税については、当初、還付を見込んでおりましたので、計上はしておりませんでした。で、この額でございますけど、提案理由の説明の時点で、十七年度分というのはですね、十七年度工事に係る分でございますので、十八年度決算に係るものでございます。

ですから、十七年度を十八年度と置き換えていただいた方が判り易いんじゃないかと思えますけど、十八年度決算においてですね、百四万六千円の還付となっております。これがですね、修正申告という形をとるような形になりましたけど、これで、この百四万六千円の還付が八万四千円の還付に修正されております。

それと、十九年度においてがですね、百四十万円、十九年度、もう決算で百四十万円の還付を受けていたわけでございますけど、これが二百四十八万円の納付に変わっております。

そして十九年度分についてはですね、二百万ばかりを還付で見込んでいたわけなんですけど、実際、確定申告の時点では二百四十八万円見込んでいたわけなんですけど、今回の税務調査に入りまして、還付じゃなくて、百一万二千円の納付になっております。

で、今回の五百五十四万三千円は、以下の納付の分とですね、過去に受けた還付、その償還ですね。それと加算税、それと延滞税、これが入っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 工事費の実績に基づく消費税でしょ？

そうした場合に、何年分もの還付がみんな納付になつていようですね。おまけに今言われた、延滞税とか何とかつちゆうことですが、そういう事例は事務的に何かあれがあったんでしようか？

そういう延滞税を納めるような内容が…。それについての説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

消費税の還付・納付につきましてはですね、申告はですね、変わった申告をしているわけではございません。

十六年度・十七年度決算におきましてはですね、確か十六年度が七百万程度、十七年度においては一千五百万ぐらい還付を受けております。同じような確定申告をしておるわけなんですけど、今回は、税務調査が入って、その分がですね、二十年・十九年・十八年度分についての修正申告がされております。

これがですね、ちよつと私の方もはつきり判らんですけど、控除対象仕入れ税額、これに係る分のですね、これは特定収入に係る分でございますけど、繰入金ですね、これに係る分ですけど、この分を今回の税務調査では「除外しなさい。」という指導を受けてまして、それがですね、『還付』が『納付』という形に変わった結果と思われれます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、五百五十四万三千円の中にですね、本税としての還付以外の延滞とか、いろいろな額は、この中に幾らぐらい含まれておりますか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

十七年度分消費税に係る延滞税が一万一千円でございます。十八年度分消費税、これは十九年度決算年度でございますので、これに係る延滞税が十八万二千円、加算税が十九万四千円でございます。で、十九年度消費税に係る分の延滞税が二万二千円でございます。

これを合計しまして、五百五十四万三千円となっております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）

これは由々しきことだと私は思います。

「なぜこれが生じたのか、あんまりよう判らない。」ということですが、まあ一つ考えられるのは、控除対象仕入れ額が控除対象にならないということで、金額が大きく変わったということなんだろうということでありまして、税務調査が入ってからそれが判ったということは、それ以前も同じようなことをやって、それが間違ってたということになるのでしょうか？それとも制度が変わったから、それをうっかりしてて忘れたということになるのでしょうか？

その辺、なぜそれが生じてるのか。そして、払わなきゃいけない分は払わなきゃいけないが、ここに延滞料とかです。加算税がかけられるようなこと、これは町にとつて大きな損失であります。町民の血税を無駄に使うということになります。払うべきことはもちろんあれですから、本税のところはかまわないと私は思っているんですけど、問題は加算税とか、普通にしとけば、間違いなくしとけば、延滞料とか無いはずなんですよ……。

その辺のところを、責任をどう考えているのかなあとということも含めてお伺いをいたします。なぜ、こういうことになったのか。そして、それについての責任をどう思っているのか。二点です。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

特定収入の考え方でですね、変わると思います。

以前、税務調査を受けた段階ではですね、特定収入の、所謂『決算書』の繰入金欄の中に、「その充当先を書いて下さい。そうしないと、これは加算されませんよ。除外されますよ。」という指摘を受けました。

で、それからはずっと充当先を記入するようにしておりました。それで、十六年・十七年度においてはですね、先ほど申しましたけど、アウトですけど七百万と一千五百万の還付を受けております。それと同じようなやり方で、今回もやっているわけなんですけど、その特定収入の考え方がですね、税務署によつて変わるといのはちよつとおかしいことと思うんですけど、考え方がちよつと違っております、それで今回、『納付』という形になったわけなんです。

別にですね、これが間違つた方法じゃないと、以前指摘受けた段階では間違つた方法はとっておりますでした。

で、今回、先々月ですか、税務調査を受けた段階で、指摘事項がそこにあつたわけなんです。所謂、「特定収入についての税除外は出来ませんよ。」という指摘を受けまして、修正申告をせんばいかわけなんです。もうせんかったら起訴されますので、修正申告したわけでございますけど、それでこれだけの金額になったわけなんです。

もちろんですね、もう加算税とか、延滞税とか払う気は毛頭ございません。で、間違つたことをやっていたともですね、考えておりませんでした、ということでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そういうことであれば、税務調査、前に入った人と同じ人が入って来たわけじゃないんでしょうから、

そこでそういう差が生まれたということでしょうが、それはその『異議の申し立て』と言いますか、「こういうふうなことで指摘を受けたんで、そのとおりにやっているのになぜいけないか？」というようなことをですね、そういう申し入れをしたんですか？伺います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

『異議申し立て』はしております。

それで、「前はこうだったことで認めていただいております。」ということをお願いしたわけなんですけど、「いや、これは昔からこうですよ。」という指摘を受けました。

で、もうやむを得ずという感じですよ。「前はいただいておりますよ。」ということで、（申し立て）したんですけど「いや、この考え方は前からですよ。最近変わったものではありません。」という指摘でした。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そうであれば、「前、税務調査に入った方は間違ってたんですね。」という話になりますよね。間違ってたということ、前の税務調査に入った人は『間違ってた』ということを確認してるんですか？

こっちの方がお願いをしてですね、「そのようにしてくれ。」と言ったわけじゃないんですから、税務調査に入った人が「それでいい。」と言ってるんですからね…。

その辺のところは、どうなんですか？そういうところまでちゃんと詰めてますか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） これはあくまでもですね、確定申告で、申告するのは企業側です。で、税務署はその申告を受け取ってチェックする。ですから、こちらが指摘を受けても、修正申告はこちらの方がするわけですので、向こうがするわけではございません。

で、修正申告を出して、それが正しいかどうかをチェックするのは税務署で、チェックしてもし間違ってたら、またもう一回指摘を受けます。指摘受けても、それに全然応じなかった場合には、所謂、脱税で『起訴』という形になるうと思います。

で、我々としてもですね、もう取れるものは取りたいという感じはありますし、指摘を受けたらですね、もうやむを得ないという感もあります。「前回がどうだったから…、」と言つてもですね、「前は違ふんじゃないの?」、それぐらいのものなんですよ。(笑いながら答弁する。)

もう我々ではどうしても税務調査に入つて指摘された場合ですね、それに対してですね、どうも対応する手立てはないと思つております。

議長(横山弘藏) 立石議員

八番(立石隆教) 笑いながらおつしやいましたがね、これは貴方の家庭の中のことだったら、貴方が判断すりやあ、それでいいんですよ。

しかしね、小値賀町の血税をね、それを、ほんとに今指摘されたことを、最初から、当初からやつてたら、延滞料とか何とか無いはずなんですよ。そこに出てきてるわけですね。これに対して申し訳ないんですよ!町民の皆さんに…。

だから、「それに対して申し訳ないという責任はどこにあるのか?」というのは、そこですよ!貴方側にあるんだしたら、私は責任を追及しますよ。しかし、今の話では、どうもその税務調査の方の方針がぐらついているという感じだけ…。

だったら、徹底的にそれは指摘するべきだし、「徹底的にここまでやりました。ここまでやりましたが、まあしようがなかつたんです。」というところを見せていただかないと、こうしたお金を、そりやあ税金が「財政的に何とか出せるから、じやあ出しときましようか。」ということでは済まされない。例え一円でも…、と私は思っているんで、そういう点でお伺いをしておるわけです。

議長(横山弘藏) 町長

町長(山田憲道) お答えいたします。

これはですね、交付申請をして、それから一応担当の方はこれでいいだろうということで、今までがきております。

そして、確定をしたときにですね、「金額についてはですね、それは仕方ないかも分からないと。だけど、加算とか延滞金だけは取らないでほしい。」というところは署長には言っております。

だけど、「言う意味は解るけど、国の立場としたら、そういうわけにはいかない。町長がいくらお願いをしても、それは無理だ。」ということ、で、「どうか理解してほしい。」と申すだけでですね、決して「税務署が悪い。」とか何とかとい

うことは一言も発しないんですよね。

そういうことで、まあ『泣き寝入り』というのはおかしいんですけど、そういうことで、「やはり延滞金と加算はですね、是非もう納めてもらわないと困る。」ということでも、もうそういうことであつたらですね、なおまた払わなかつたら、また延滞金を取るような格好になるそうでございますので、そういうことで、ご理解をしてもらえればというふうには思っております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 私が言い出したことですので、ひとつ課長に…。

やっぱり『税務』っちゅうのはですね、そこに財政課長がおりますけども、税務担当の…。しっかりとした算出の方法があるわけですね、ただ口頭で、どう言うて、こうしてこうじゃなくして、今、町長の言われるような甘い考えな税務署ではございませぬ。「勘弁してくれ。」とか言うたっちゃですね、勘弁しないのが本当です。

ですから、今後こういうことのないように、それも何年分ものあれで、結果的には二百四十八万の還付を受けるのが、五百五十四万三千円、逆に出すようになると、六百万円の損失になつてるわけですね。損失ちゅうわけじゃないですけど、もらうのをもらわなくなつて五百何十万出すわけですから、そういうふうなことになると思ひます。

ですから、こういうことの今後ないようですね、税務事務については、ひとつ勉強して、こういうことのないようにお願いをいたします。

以上です。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 松永議員さんの質問に対してですね、ちよつとそれは違ふんですよね。

職員は間違いなくやってるんですよ！（松永議員、自席より反論する。）

いや、だからですね、交付申請の時にはちゃんと税務署は受理してるんです。その後、確定をされた時に変わったということ、職員が勉強してないとか何とかということじゃないんです。それを解つていただければと思つております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そこまで言われるなら申し上げますけどもですね、ちゃんと申告はピシャとして、誠意を持つてしとる

ことは十分私も解つとりません。誰しも間違いもあるし、控除すべきでないものを控除したりなんざりして、税務署が計算したところが「これは間違っていた。」ということ、そういうことでございますので、そこを私は責めるわけではないわけですね。

ですから、今後、よく担当あたりは勉強していただいでですね、こういうことのないようにですね、していただきたいということ、締めくりたいと私は思うんですが…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

まあ『還付請求』せんやったら、こういったことはないんですけど、還付できるものやったら還付請求して、まあ一円でも還付を受けたいと考えております。

それで、先ほど申しましたけど、特定収入の考え方ですね。もう今度こういった結果が出ましたので、もう特定収入の考え方を、今度来られた税務官の考え方に合わせた形で確定申告したいと考えております。

そうした場合ですね、果たして町が得するかちゅうたらですね、判らんですよね…。

それとですね、先ほど議員さん、五百五十四万三千円に対して二百四十万円を加えるから六百万とか幾らかと言いましたけど、これはですね、還付を受けた金を返さんばいから、その金も含めた金額です。

ですから、二百四十万還付を受けておりましたので、その分も含めて返すのが、五百五十四万三千円でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） ただ単純にですね、私は二百四十八万円もらうべきやったのが、それもマイナスになって、納付が五百

五十四万三千円、今回出とるもんですから、もらうとと、もらわんとでは、二百四十八万を超えた七百万ぐらいのあれが出るんだなあという考えですが、この五百五十四万三千円の中に、この二百四十八万円も入とつちゅうのはちよつと私も理解は出来ないんですけども、もらうものをもらわんで、五百五十万新たに出すちゅうわけですから、私の計算が合っているんじゃないかなあと思うんですけども…。

その点はもう今ここで審議してもあれですから、そういうふうなことで、私は職員の、担当の方がですね、勉強不足とか何とかであれしたつちゅうことじゃなくて、税務署の指導に基づいてやったのが結果的にはこうなつたというふうなことで

ございますので、これ以上は申し上げませんので、今後ひとつ十分留意していただきたいということで私は終わります。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 消費税の確定申告につきましては、もう十分に注意してやっていきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 私も言いたいことの途中でさえぎられましたので、また先ほどに戻ります。

税務署のですね、前に同じようなケースがちよつとあったんですが、同じようと言っても、まったくこれと同じではありませんが…。

例えば、議員の報酬についてどのように考えるかというときにですね、そのとき平戸税務署でしたが、平戸税務署の考え方はちよつとおかしかったんですよ。それで、福岡の国税局に私が問い合わせ、そして『それは間違ってる』ということが指摘されました。

で、そういう経験があるので、今の、その特定収入に関する考え方が、今度入った方と違うということであれば、それを本当に違うのか、昔から本当にそうやってやってたのか、その人だけがそういうふう勘違いをしているのか、ということをはかりうることで、他の所に問い合わせるといふこともですね、したらどうかと、しましたか？したらどうかと思うんです。何もこのまま、先ほどの話じゃないけど、『泣き寝入り』という必要は無いと、徹底的にこのなぜこういうことが起きたかということ調査するということが必要だと思えます。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 今回の申告についてはですね、他の自治体に問い合わせはいたしておりません。

小値賀町はですね、十六・十七・十八ぐらい、かなり事業費をかけて工事をやっております。で、そうした場合はですね、どうしても還付が生じてきますので、それで維持管理費的な下水道会計でしたら、消費税還付というのはほとんど発生してきませんので、事業をやっている自治体のみが還付の対象となっております。

で、小値賀町も、もう今回で事業が終わりますので、今後はですね、もう還付はなくなつて、後はもう納付だけになつてくると考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 現実に執行する側の考え方だなあと思うんですけど、今後はそういうこともなくなってくるんで、今からいろいろ研究したってしょうがないだろうということかなというふうに受け取りましたが、では無くてね、つまり、今度これを払うことについて、町民の納得を受けなきゃいけないと私は思ってるんです。

だから、払うべきものは払わなきゃいけないが、さっきの延滞料と加算税というのは、どうしても私は納得できない。今、町長も「そういうふう指摘した。」と言うけども…。

だから、徹底的にこうやって向こうと戦いましたと、けどやっぱ間違っていましたと、どうもそうらしいですというところをね、「ここまでやりました。」ということが、私は町民に対してその加算税とか延滞料を出すということを納得していたかどうかになるのではないかという思いがあるので、「精一杯それはやって下さい。」ということでもあります。

「税務署に言うたって、『長いものに巻かれる』でしょうがない。」じゃなくて、徹底してここまでやりましたという事実が必要なんです。

そういう意味で、そういうふうなことでいろんな所に問い合わせたり、国税局に問い合わせてもいいじゃないですか、結果的にその調査員が言うとおりであれば、それはしょうがないということに納得するじゃありませんか！

「その過程が必要だ。」ということも言うてるんです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

議員言われるとおりでですね、税務調査の段階ではですね、こちらもがんばったつもりです。

財源の厳しい中ですね、五百万という金はかなり大きなウェイトを占めておりますので、前回の例を、『決算書』を見せながらですね、「前回はこうだったんですよ。」という形ですね、「まったく確定申告のやり方は変えておりません。」ということももってきました。

それで、「法が変わったんですか？」とまで聞いたんですけど、「いや、これは昔から変わりませんよ。」という答えしかございません。それで、向こうはこちらの『修正申告』をただ促すだけでございます。で、「この数字とこの数字が違いますよ。これは控除出来ませんよ。」というだけなんです。「いや、以前はやっていましたよ。」ということですね、「そしてやって、これだけの還付を受けております。」で、決算書まで見せてですね、前回のやつを…。それでも、「いや、違

いますよ。」ということなんです。

で、もう我々としてはですね、もうどうしようもないという状態でした。

安易に五百万払おうという考えはまったく我々にはございません。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 経緯は先に聞きましたんで、二回も聞く必要はない。

私はそうではなくて、そこを聞いた上で、その話をしたんなら、「これだけ精一杯私はやりましたんで。」ということをつたんでしようが、「それだけでは足りませんよ。」という話をしてるんです。

ですから、「ほんとにその調査員が正しいのかどうかということを、再度、別の所で調査するというようなこと、聞き合わせをするということをもっとやったらどうですか？」という話です。国税局の方が税務署の上にあるんですから、国税局まで問い合わせてもいいじゃないですか。

「そういうことをやる気無いですか？やっついてないんなら……。」ということ聞いてるんです。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 上級の国税局の方にですね、伺いまして、やろうと思えます。

やって、果たしてその結果が正しいかどうか、チェックをしたいと考えております。

議長（横山弘藏） 総務費、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・施設整備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六八号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六八号、平成二十年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	—	—
—	再	—
—	開	—
—	—	—
—	午	—
—	後	—
—	—	—
—	午	—
—	後	—
—	—	—
—	零	—
—	時	—
—	—	—
—	二	—
—	分	—
—	—	—
—	—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第六、議案第六九号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（升水裕司） 議案第六九号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で、これまでの実績によります診療報酬の見直しと、医療機器購入に係る事業費の確定に伴う起債の変更。歳出では、補助看護業務の委託料で、夜勤手当の増額及び新任派遣医師の赴任旅費の計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ七十五万円を増額し、補正後の総額を四億四千九十五万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」のとおり、電子内視鏡ビデオシステム購入に係る事業費の確定に伴い、変更するものです。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・診療報酬、一項・入院収入、一目・国民健康保険診療報酬収入を百万円増額、三目・後期高齢者診療報酬収入を百万円増額、四目・一部負担金を五十万円増額、六目・標準負担額収入を三百万円減額し、一項・入院収入の補正後の総額を五千二百万円にいたすものです。各入院収入につきましては、十月までの実績と、前年度の決算により推計いたしております。標準負担額収入、これは入院患者の給食収入でございますけれども、十月までの実績では患者数で一一・八％の減に比べ、給食数は三三・一％の減となっております。入院の内容が急性期の疾患、点滴、経過観察入院等の増加によって給食を摂れない患者が増加していることが原因です。二項・外来収入、一目・国民健康保険診療報酬収入を百万円減額、二目・社会保険診療報酬収入を百万円増額、三目・後期高齢者診療報酬収入一千三百八十万円減額、五目・その他診療報酬収入百万円増額し、二項・外来収入の補正後の総額を三億九百六十一万円にいたすものです。これは、前年度と比較し、患者数で千九十三人、六・三％の減による影響と、前年度の決算をもとに変更いたすものです。

四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金を百五十万円増額は、内視鏡ビデオシステム購入に係る国保調整交付金からの交付決定がありましたので、今回計上いたしております。二目・一般会計繰入金を一千三百七十万円増額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を三千六百九十五万円にいたすものです。

七款、一項・町債、一目・病院事業債、一節・診療所債を七十万円減額し、一項・町債の補正後の総額を九百八十万円に

いたすものです。これは、電子内視鏡ビデオシステム購入に係る額の確定によるものです。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十二節・役務費の三十四万円の増額は、入院ベッドのシート、白衣、予防着等のクリーニング代の計上で、本年度より清掃業務の臨時雇いを一名減らし、委託職員一名体制で行っております。これにより洗濯物の外注分が増加していることが原因です。十三節・委託料の百二十五万八千円の増額は、主に補助看の夜勤手当の計上です。十四節・使用料及び賃借料の五万三千円の増額は、医学情報番組のテレビ受信料の契約料の計上です。十九節・負担金、補助及び交付金五十二万円増額は、負担金で、眼科外来診療費十七万円の増額と、補助金で、十月から赴任しております派遣医師の赴任旅費三十五万円の計上です。これらにより一項・総務管理費の補正後の総額を一億八千七百五十四万三千元といたしました。

二款、一項・医業費、一目・医業用機械器具費、十八節・備品購入費の六十三万円減額は、当初予算で計上いたしております。電子内視鏡ビデオシステム購入に係る事業費の確定によるものです。本機器につきましては、十一月十九日より使用を開始いたしております。これにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千六百四万三千元といたしました。

四款、一項、一目・予備費を八十九万一千円減額し、予備費の総額を七十七万八千円といたしました。

以上、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）に係る概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・診療収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医 業 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六九号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六九号、平成二十年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、発議第一一号、郵政民営化法の見直しに関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 郵政民営化法の見直しに関する意見書を提案する理由について申し上げます。

昨年十月に、郵政民営化法で郵政公社が四分社化されました。

現在、地元が存在している郵便会社は、簡保生命株式会社、ゆうちょ銀行株式会社、郵便事業会社からの事業の委託を受け、その委託料により運営しております。

しかし、この委託につきましても、十年間の保障しか『法』では認められておりませんので、現在の小値賀郵便局のように、実績を上げられない、赤字である局に対しましても十年後には委託の取り消しも予想されます。

小値賀郵便局は、小値賀町にとって社会的・経済的に大変重要な機関だと認識しますから、これを失うことは大変な損失だと思います。民営化により、ただでさえ不便になり、サービスの低下に悩む地域の小値賀町民にとって、今一度、郵政民営化法の見直しを検討し、我々の町の郵便局としての存在を強く要望したいと考えます。

以上、小値賀町議会会議規則第十四条第一項の規定により、本案を提出いたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩坪議員

六番（岩坪義光）

私は、郵政民営化法の見直しに関する意見書案について賛成する者であります。

民間会社としてスタートした後の状況を見ますと、三事業一体体制が崩れ、分割ロスによる非効率性が現出しております。国民サービス面でも「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行し、さまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられており、国においては郵便・貯金・保険のサービスが、将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、法的な見直しを含め、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることを強く望みます。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上、終わります。

議長（横山弘藏） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第一一号、郵政民営化法の見直しに関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一一号、郵政民営化法の見直しに関する意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第八、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第九、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十、広報常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十一、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成二十年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

—
午後
零時
十九分
閉会
—